

利用上の注意

本編は、平成17年11月1日現在で実施した「平成17年特定サービス産業実態調査」のうち、物品賃貸業の調査結果について取りまとめたものである。

・特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第113号）であり、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）によって実施される。
なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

3. 調査の期日

平成17年特定サービス産業実態調査は、平成17年11月1日現在で実施した。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業（他に分類されないもの）」に属する、主として対事業所サービス及び対個人サービスの事業を営む事業所（又は企業）のうち、経済産業大臣が指定したものである。

平成17年特定サービス産業実態調査は、次に掲げる業種に属する事業を営む事業所又は企業）を対象としている。

平成17年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類881 - 各種物品賃貸業、小分類882 - 産業用機械器具賃貸業及び小分類883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を営む事業所。
情報サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類391 - ソフトウェア業及び小分類392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を営む事業所。
クレジットカード業	日本標準産業分類に掲げる細分類6431 - クレジットカード業に属する業務を営む企業。
葬儀業	日本標準産業分類に掲げる細分類8361 - 葬儀業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち葬儀に関する業務を営む事業所。
フィットネスクラブ	日本標準産業分類に掲げる細分類7747 - フィットネスクラブに属する業務を営む事業所。
カルチャーセンター	日本標準産業分類に掲げる細分類7749 - その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）に属する事務を営む事業所。
結婚式場業	日本標準産業分類に掲げる細分類8362 - 結婚式場業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち婚礼に関する業務を営む事業所。
外国語会話教室	日本標準産業分類に掲げる細分類7745 - 外国語会話教授業に属する業務を営む企業。
新聞業、出版業	日本標準産業分類に掲げる細分類4131 - 新聞業及び細分類4141 - 出版業に属する業務を営む企業。

注:1. 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「 <業

種事項>」を参照してください。

2.調査対象には、当該業務を主としないもの（兼業）を含む。

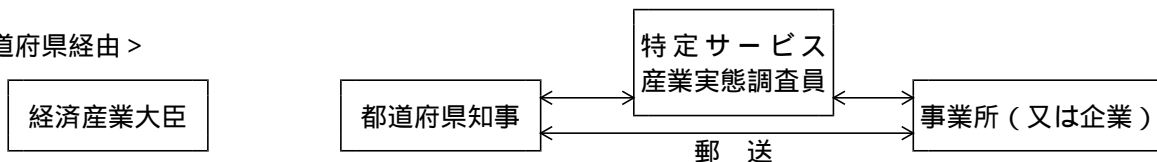
5.調査方法

都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び取集を行う方法

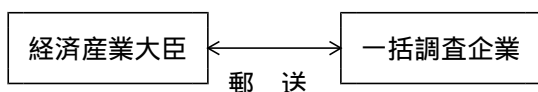
経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び取集を行う（経済産業省一括調査）方法

6.調査経路

<都道府県経由>



<経済産業省一括調査>



7.調査票の種類及び調査内容

平成17年特定サービス産業実態調査は、毎年調査である物品賃貸業、情報サービス業の2業種に、ローテーション業種（3年周期）である対個人サービス業（教養・生活関連産業）の7業種を加えた9業種についてそれぞれの調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8.公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約8か月後に公表、確報を約12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9.調査業種及び調査年次

特定サービス産業実態調査は、平成12年調査より、対事業所サービス業をビジネス支援産業として1年目に、対個人サービス業を娯楽関連産業と教養・生活関連産業に分割して、それぞれ2年目、3年目に調査を行う3年周期調査とすることとした。ただし、ビジネス支援産業のうち、物品賃貸業については、購入を中心とする形態からリースを中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業については、IT（情報）化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら2業種については毎年調査を行うこととしている。

調査業種及び調査年次

	平成15年調査	平成16年調査	平成17年調査
毎年調査業種	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業
3年周期調査業種 (ローテーション業種)	【ビジネス支援産業】 広告業 エンジニアリング業 デザイン業 環境計量証明業 ディスプレイ業 機械設計業 研究開発支援検査分析業 テレマーケティング業	【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場（テニス練習場を含む。） ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場（貸しホールを含む。） 映画制作・配給業、ビデオ発売業	【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業

特定サービス産業実態調査は、昭和48年の調査開始以降、平成17年までに31業種について調査を実施している。

各年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照してください。

・物品賃貸業 <業種事項>

1.調査対象の範囲

物品賃貸業の調査対象は、各種産業の用に供する生産設備、機械器具もしくは各種の建設工事に用いる建設機械器具（オペレーター付きの建設機械器具を含む）の賃貸業務を行っている事業所、事務用機械器具、電子計算機・同関連機器の賃貸業務を行っている事業所である。

なお、一般消費者を対象とした「自動車（レンタカー及びリース）」、「スポーツ・娯楽用品」等のみの賃貸業務を行っている事業所は、この調査の対象としない。また、土木・建設業者が、自己の所有する遊休土木・建設機器の賃貸など事業所の財産管理とみる方が適当である場合も調査の対象としない。

2.統計表の事項の説明

(1) 事業所数は、調査結果の集計事業所数である。

事業所のうち、「単独事業所」とは、他の場所に同一経営の本社や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「本社」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「支社」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所をいう。

(2) 経営組織別とは、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合名会社及び合資会社を「会社」、前記以外のものを「会社以外の法人・団体」という。「個人」とは個人で事業を営んでいるものをいう。

(3) 資本金額（又は出資金額）は、平成17年11月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) 従業者数は、平成17年11月1日現在の数値。

事業所の従業者数とは、当該業務以外の従業者及び他の企業へ出向・派遣した者（送出者）を含み、他の企業から出向・派遣された者（受入者）を含まない。

物品賃貸業務に従事する従業者数（他の企業に送出した者及び他の企業から受け入れた者は含まない。）

ア 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」

a 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」のうち、

「個人事業主」とは、個人経営の事業主で、実際に事業所の当該業務に従事している者。

「無給家族従業者」とは、個人事業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の当該業務に常時従事している者。

「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」等の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者。

b 「常用雇用者」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している者」又は「平成17年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「正社員、正職員」、「パート・アルバイト等」に区分される。

c 「臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「部門別従業者数」は、当該業務に従事する部門別の従業者数をいう。

a 「管理・営業部門」とは、一般に総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務及び各種の物品賃貸業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門への伝達、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する者。

b 「保守・管理・操作部門」とは保守・管理・操作の条件（義務）に基づき、各種賃貸物件の保守・管理・操作などの業務に従事する者。

c 「その他」とは、前記以外の業務部門に従事する者。

出向・派遣者（受入者・送出者）とは、物品賃貸業務に従事するために他の企業から又は他の企業へ「受入・送出」した出向・派遣者をいう。

(5) 就業者数は、平成17年11月1日現在の数値。

就業者数とは、事業所の従業者のうち当該業務に従事する者及び当該業務に従事するため他の企業から出向・派遣（受入者）された者の計。

(6) 年間売上高は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び当該業務の売上高（リース及びレンタル業務）で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。

なお、リースとは、物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れが出来ないものをいい、レンタルとはリース以外の賃貸契約のすべてをいう。

(7) リース年間契約高及びリース年間契約件数は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間のリース契約高及びリース契約件数。

なお、支社がリース契約の申込みを受け実際に取引をまとめたのち、本社が形式的に契約を結んだ場合は、本社ではなく、支社の成約とする。

(8) 年間営業費用は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体及び物品賃貸業務の「給与支給総額」、「貸与資産原価」、「資金原価」、「賃借料」及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む)。

「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向者」の給与を含む。

「貸与資産原価」は、貸与資産(リース及びレンタル用資産)の減価償却費、固定資産税、保険料などの額。

「資金原価」は、貸与資産購入のための資金調達に伴う支払利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を差引いた額。

「賃借料」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。ア 「土地・建物」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「機械・装置」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」など。

「その他の営業費用」は、上記 ~ 以外の営業費用で以下のもの。

広告宣伝費、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、交際費、修繕費、支払保険料、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、貸与資産以外の減価償却費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(9) 年間営業用有形固定資産取得額は、事業所において平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)の額(消費税額を含む)。

「機械・設備・装置」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の器具、機械、備品などの購入費用。

「土地」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3.回収状況

回収率は以下のとおり。

調査対象事業所数	調査票回収数	回収率	集計事業所数
6,245	5,287	84.7%	5,230

注1.調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2.回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

4.記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。

「-」は該当数値なし、「...」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。

「」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成17年特定サービス産業実態調査報告書 物品賃貸業編」による旨を明記してください。

2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室

電話 03(3501)1511(内線2898)、03(3501)3892(ダイヤル)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。

利用上の注意

本編は、平成17年11月1日現在で実施した「平成17年特定サービス産業実態調査」のうち、情報サービス業の調査結果について取りまとめたものである。

・特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第113号）であり、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）によって実施される。
なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

3. 調査の期日

平成17年特定サービス産業実態調査は、平成17年11月1日現在で実施した。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業（他に分類されないもの）」に属する、主として対事業所サービス及び対個人サービスの事業を営む事業所（又は企業）のうち、経済産業大臣が指定したものである。

平成17年特定サービス産業実態調査は、次に掲げる業種に属する事業を営む事業所又は企業）を対象としている。

平成17年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類881 - 各種物品賃貸業、小分類882 - 産業用機械器具賃貸業及び小分類883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を営む事業所。
情報サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類391 - ソフトウェア業及び小分類392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を営む事業所。
クレジットカード業	日本標準産業分類に掲げる細分類6431 - クレジットカード業に属する業務を営む企業。
葬儀業	日本標準産業分類に掲げる細分類8361 - 葬儀業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち葬儀に関する業務を営む事業所。
フィットネスクラブ	日本標準産業分類に掲げる細分類7747 - フィットネスクラブに属する業務を営む事業所。
カルチャーセンター	日本標準産業分類に掲げる細分類7749 - その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）に属する事務を営む事業所。
結婚式場業	日本標準産業分類に掲げる細分類8362 - 結婚式場業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち婚礼に関する業務を営む事業所。
外国語会話教室	日本標準産業分類に掲げる細分類7745 - 外国語会話教授業に属する業務を営む企業。
新聞業、出版業	日本標準産業分類に掲げる細分類4131 - 新聞業及び細分類4141 - 出版業に属する業務を営む企業。

注:1. 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「 < 業

種事項>」を参照してください。

2.調査対象には、当該業務を主としないもの（兼業）を含む。

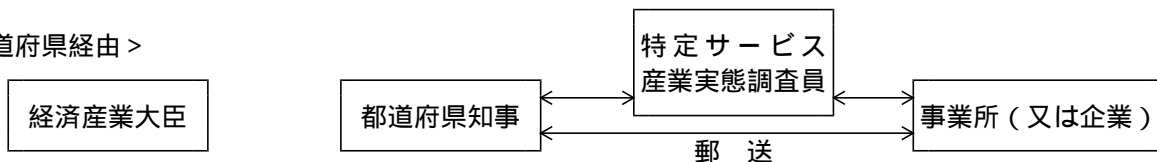
5.調査方法

都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び取集を行う方法

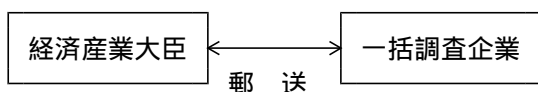
経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び取集を行う（経済産業省一括調査）方法

6.調査経路

<都道府県経由>



<経済産業省一括調査>



7.調査票の種類及び調査内容

平成17年特定サービス産業実態調査は、毎年調査である物品賃貸業、情報サービス業の2業種に、ローテーション業種（3年周期）である対個人サービス業（教養・生活関連産業）の7業種を加えた9業種についてそれぞれの調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8.公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約8か月後に公表、確報を約12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9.調査業種及び調査年次

特定サービス産業実態調査は、平成12年調査より、対事業所サービス業をビジネス支援産業として1年目に、対個人サービス業を娯楽関連産業と教養・生活関連産業に分割して、それぞれ2年目、3年目に調査を行う3年周期調査とすることとした。ただし、ビジネス支援産業のうち、物品賃貸業については、購入を中心とする形態からリースを中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業については、IT（情報）化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら2業種については毎年調査を行うこととしている。

調査業種及び調査年次

	平成15年調査	平成16年調査	平成17年調査
毎年調査業種	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業
3年周期調査業種 (ローテーション業種)	【ビジネス支援産業】 広告業 エンジニアリング業 デザイン業 環境計量証明業 ディスプレイ業 機械設計業 研究開発支援検査分析業 テレマーケティング業	【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場（テニス練習場を含む。） ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場（貸しホールを含む。） 映画制作・配給業、ビデオ発売業	【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業

特定サービス産業実態調査は、昭和48年の調査開始以降、平成17年までに31業種について調査を実施している。

各年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照してください。

情報サービス業 <業種事項>

1.調査対象の範囲

情報サービス業の調査対象は、電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス、電子計算機を用いて委託された計算を行うサービス、電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むサービス、各種（不動産情報、気象情報、科学技術情報など）のデータを収集、加工、蓄積し情報として提供するデータベースサービス、ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営サービス、市場調査、世論調査などの各種調査サービス、マシンタイムサービスなどの情報サービスを業務として行っている事業所及び輸入ソフトの販売元である外資系企業（事業所）である。

なお、他の事業所が開発したソフトウェア・プロダクツの販売のみを行っている事業所は上記を除きこの調査の対象としない。

2.統計表の事項の説明

(1) 事業所数は、調査結果の集計事業所数である。

事業所のうち、「単独事業所」とは、他の場所に同一経営の本社や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「本社」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「支社」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所をいう。

(2) 経営組織別とは、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合名会社及び合資会社を「会社」、前記以外のものを「会社以外の法人・団体」という。「個人」とは個人で事業を営んでいるものをいう。

(3) 資本金額（又は出資金額）は、平成17年1月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) 従業者数は、平成17年1月1日現在の数値。

事業所の従業者数とは、当該業務以外の従業者及び他の企業へ出向・派遣した者（送出者）を含み、他の企業から出向・派遣された者（受入者）を含まない。

情報サービス業務に従事する従業者数（他の企業に送出した者及び他の企業から受け入れた者は含まない。）

ア 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」

a 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」のうち、

「個人事業主」とは、個人経営の事業主で、実際に事業所の当該業務に従事している者。

「無給家族従業者」とは、個人事業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の当該業務に常時従事している者。

「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」等の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者。

b 「常用雇用者」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している者」又は「平成17年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「正社員、正職員」、「パート・アルバイト等」に区分される。

c 「臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「部門別従業者数」は、当該業務に従事する部門別の従業者数をいう。

a 「管理・営業部門」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務及び各種の情報サービス業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門への伝達、受注ソフト・各種調査などの成果物の納品などの業務に従事する者。

b 「システムエンジニア」とは、システムプランナー又はシステムアナリストとも呼ばれ、主にシステムの分析から設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する者。

c 「プログラマ」とは、システム設計書により、プログラムの設計及び作成の業務に従事する者。

d 「研究員」とは、エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する者。

e 「その他」とは、前記以外の部門に従事する者でオペレータ、キーパンチャー、資料収集、市場調査、世論調査、コンサルティングなど前記以外の業務部門に従事する者。

出向・派遣者（受入者・送出者）とは、情報サービス業務に従事するために他の企業から又は他の企業へ「受入・送出」した出向・派遣者をいう。

(5) 就業者数は、平成17年1月1日現在の数値。

就業者数とは、事業所の従業者のうち当該業務に従事する者及び当該業務に従事するため他の企業から出向・派遣（受入者）された者の計。

(6) 年間売上高は、平成16年1月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び当該業務の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前

の売上高に消費税額を含めた金額。

なお、本社・支社（営業所）間及び支社（営業所）相互間の企業内取引によるサービス提供については、提供価格若しくは振替仕切額（提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価）を売上高としている。なお、機器の販売は当該業務の売り上げとはしない。

(7) 業態別は、各事業所の当該業務の年間売上高の最も多い業務に格付し、集計したもの。

「ソフトウェア業」とは、受注ソフトウェア開発、ソフトウェア・プロダクツ業務の売上高が最も高いもの。

「情報処理サービス業」とは、情報処理サービス、システム等管理運営受託業務の売上高が最も高いもの。

「情報提供サービス業」とは、データベース・サービス業務の売上高が最も高いもの。

「その他の情報サービス業」とは、各種調査、その他の情報サービス業務の売上高が最も高いもの。

(8) 業務種類別の区分は、以下のとおり。

「情報処理サービス」とは、オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASPサービス（ソフトの作成から一貫して行うものに限る）、情報処理コンサルティングサービス（IT関連投資に係る企画コンサルティングのみ）などという。

「受注ソフトウェア開発」とは、特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーションサービスや保守業務も含まれる。また、情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合も含まれる。

「ソフトウェアプロダクツ」とは、不特定多数のユーザーを対象として、開発・作成するイージーオーダー又はレディメイドのソフトウェアをいい、「業務用パッケージ」、「ゲームソフト」及び「コンピュータ等基本ソフト」に区分される。

ア 「業務用パッケージ」とは、企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェアプロダクツをいう。

イ 「ゲームソフト」とは、家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム（単体で内蔵チップのみで起動するものを除く）等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいう。

なお、他の企業で開発されたものであっても、自社ブランド名で販売する場合は含まれる。

ウ 「コンピュータ等基本ソフト」とは、コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいう。

「システム等管理運営受託」とは、ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務をいう。ここにはオペレータ、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合も含めるが、労働者派遣法^(注)上の労働者派遣に該当するものは、下記の「その他」に含む。

なお、システムの構築を含めて一括受託した場合は、基本的にはそれぞれの業務に分割するが、分割できない場合はこの業務に含める。

（注）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）

「データベース・サービス」とは、コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいい、「インターネットによるもの」及び「その他」に区分される。

ア 「インターネットによるもの」とは、インターネットなどのネットワーク経由でのデータベースの提供業務をいう（提供情報の収集・加工・提供を行うものに限る）。

イ 「その他」とは、インターネットなどのネットワーク経由によらないオフラインでの提供業務及び磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務をいう。

「各種調査」とは、シンクタンク業務、コンサルティング（情報処理コンサルティングサービスを除く）、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいう。

「その他」とは、キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業務に係わる講習会・教育訓練、その他上記～以外の情報サービス業務をいい、労働者派遣料収入もここに含める。

(9) 年間営業費用は、平成16年1月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体及び情報サービス業務の「給与支給総額」、「外注費」、「賃借料」及び「その他の営業費用」の計（消費税額を含む）。

「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額（税込み）。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向者」の給与を含む。

「外注費」は、情報サービス業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。

「賃借料」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「土地・建物」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「機械・装置」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複

写機などの「事務用機器」など。

「その他の営業費用」は、上記～以外の営業費用で以下のもの。

広告宣伝費、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、減価償却費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(10) 年間営業用有形固定資産取得額は、事業所において平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産（「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」）の額（消費税額を含む）。

「機械・設備・装置」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の器具、機械、備品などの購入費用。

「土地」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3.回収状況

回収率は以下のとおり。

調査対象事業所数	調査票回収数	回収率	集計事業所数
7,575	6,896	91.0%	6,880

注1. 調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2. 回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

4.記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。

「-」は該当数値なし、「...」は不詳（調査していないもの）、「0」は単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。

「」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成17年特定サービス産業実態調査報告書 情報サービス業編」による旨を明記してください。

2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室
電話 03(3501)1511 (内線 2898)、03(3501)3892 (ダイヤルイン)
統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。

利用上の注意

本編は、平成17年11月1日現在で実施した「平成17年特定サービス産業実態調査」のうち、クレジットカード業の調査結果について取りまとめたものである。

1. 特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第113号）であり、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）によって実施される。
なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

3. 調査の期日

平成17年特定サービス産業実態調査は、平成17年11月1日現在で実施した。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業（他に分類されないもの）」に属する、主として対事業所サービス及び対個人サービスの事業を営む事業所（又は企業）のうち、経済産業大臣が指定したものである。

平成17年特定サービス産業実態調査は、次に掲げる業種に属する事業を営む事業所又は企業）を対象としている。

平成17年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類881 - 各種物品賃貸業、小分類882 - 産業用機械器具賃貸業及び小分類883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を営む事業所。
情報サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類391 - ソフトウェア業及び小分類392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を営む事業所。
クレジットカード業	日本標準産業分類に掲げる細分類6431 - クレジットカード業に属する業務を営む企業。
葬儀業	日本標準産業分類に掲げる細分類8361 - 葬儀業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち葬儀に関する業務を営む事業所。
フィットネスクラブ	日本標準産業分類に掲げる細分類7747 - フィットネスクラブに属する業務を営む事業所。
カルチャーセンター	日本標準産業分類に掲げる細分類7749 - その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）に属する事務を営む事業所。
結婚式場業	日本標準産業分類に掲げる細分類8362 - 結婚式場業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち婚礼に関する業務を営む事業所。
外国語会話教室	日本標準産業分類に掲げる細分類7745 - 外国語会話教授業に属する業務を営む企業。
新聞業、出版業	日本標準産業分類に掲げる細分類4131 - 新聞業及び細分類4141 - 出版業に属する業務を営む企業。

注:1. 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「 < 業

種事項>」を参照してください。

2.調査対象には、当該業務を主としないもの（兼業）を含む。

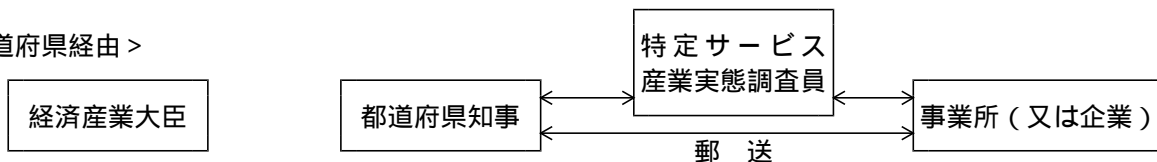
5.調査方法

都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び取集を行う方法

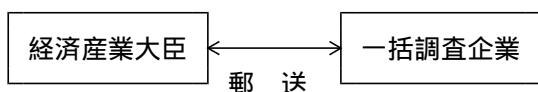
経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び取集を行う（経済産業省一括調査）方法

6.調査経路

<都道府県経由>



<経済産業省一括調査>



7.調査票の種類及び調査内容

平成17年特定サービス産業実態調査は、毎年調査である物品賃貸業、情報サービス業の2業種に、ローテーション業種（3年周期）である対個人サービス業（教養・生活関連産業）の7業種を加えた9業種についてそれぞれの調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8.公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約8か月後に公表、確報を約12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9.調査業種及び調査年次

特定サービス産業実態調査は、平成12年調査より、対事業所サービス業をビジネス支援産業として1年目に、対個人サービス業を娯楽関連産業と教養・生活関連産業に分割して、それぞれ2年目、3年目に調査を行う3年周期調査とすることとした。ただし、ビジネス支援産業のうち、物品賃貸業については、購入を中心とする形態からリースを中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業については、IT（情報）化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら2業種については毎年調査を行うこととしている。

調査業種及び調査年次

	平成15年調査	平成16年調査	平成17年調査
毎年調査業種	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業
3年周期調査業種 (ローテーション業種)	【ビジネス支援産業】 広告業 エンジニアリング業 デザイン業 環境計量証明業 ディスプレイ業 機械設計業 研究開発支援検査分析業 テレマーケティング業	【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場（テニス練習場を含む。） ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場（貸しホールを含む。） 映画制作・配給業、ビデオ発売業	【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業

特定サービス産業実態調査は、昭和48年の調査開始以降、平成17年までに31業種について調査を実施している。

各年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照してください。

・クレジットカード業 <業種事項>

1.調査対象の範囲

クレジットカード業の調査対象は、クレジットカードを発行し、会員（消費者）が加盟店から商品、サービスを購入する際の信用保証、購入代金の立替払い、会員に対する請求・集金などの業務を営む事業所を有する企業のうち、クレジットカード業務の会社系統が、銀行系、信販会社、中小小売商団体、百貨店・量販店、流通系、電機メーカー系、電器製品小売専門店、石油元売会社等の企業（これらの業務を主業としていない企業も含まれる。）がクレジットカード業の調査の対象となる。

なお、代金回収だけといった一部の業務しか行っていない場合、また、通信販売会社、訪問販売会社、自動車ディーラー、自動車メーカー系クレジット会社、信用保証会社、民間金融機関、消費者金融会社は、クレジットカード業の調査の対象から除外している。

2.統計表の事項の説明

(1) 企業数は、調査結果の集計事業所数である。

(2) 経営組織別とは、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合名会社及び合資会社を「会社」、前記以外のものを「会社以外の法人・団体」という。「個人」とは個人で事業を営んでいるものをいう。

(3) 資本金額（又は出資金額）は、平成17年11月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) 従業者数は、平成17年11月1日現在の数値。

企業の従業者数とは、当該業務以外の従業者及び他の企業へ出向・派遣した者（送出者）を含み、他の企業から出向・派遣された者（受入者）を含まない。

クレジットカード業務に従事する従業者数（他の企業に送出した者及び他の企業から受け入れた者は含まない。）

ア 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」

a 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」のうち

「個人事業主」とは、個人経営の事業主で、実際に企業の当該業務に従事している者。

「無給家族従業者」とは、個人事業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の当該業務に常時従事している者。

「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「法人・団体」等の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者。

b 「常用雇用者」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している者」又は「平成17年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「正社員、正職員」、「パート・アルバイト等」に区分される。

c 「臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「部門別従業者数」は、当該業務に従事する部門別の従業者数をいいます。

a 「管理・営業部門」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務に従事する者。

b 「データ管理部門」とは、顧客情報等のデータの整理・管理などの業務に従事する者。

c 「審査部門」とは、クレジットカードを発行する際の審査等の業務に従事する者。

d 「その他」とは、前記以外の業務に従事する者。

出向・派遣者（受入者・送出者）とは、クレジットカード業務に従事するために他の企業から又は他の企業へ「受入・送出」した出向・派遣者をいう。

(5) 就業者数は、平成17年11月1日現在の数値。

就業者数とは、企業の従業者のうち当該業務に従事する者及び当該業務に従事させるため他の企業から受け入れた者（出向・派遣者）の計。

(6) 年間売上高（年間取扱高）は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体の売上高及び当該業務の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。

(7) 営業収入額は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間に得た当該業務（販売信用業務、消費者信用業務）の営業収入額で、会員からの収入（入会金収入、会費収入、手数料収入、金利収入）及び加盟店からの加盟店手数料の合計額。

(8) 産業別の加盟店数及び年間売上高は、当該業務を営む企業が開拓した加盟店の店数と販売信用業務の年間売上高（年間取扱高）を産業別に区分している。

(9) 提携カード発行枚数及び提携企業数は、当該業務を営む企業が発行した提携カードの発行枚数及び提携先企業数である。

(10) 年間営業費用は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の企業全体及びクレジットカード業務の「給与支給総額」、「広告・宣伝費」、「賃借

料」、「貸倒引当金繰入額」及び「その他の営業費用」の計（消費税額を含む）。

「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額（税込み）。なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト」、「臨時雇用者」の給与、当該企業で主として「給与を支払っている出向者」の給与を含む。

「広告・宣伝費」とは、企業独自で実施した広告・宣伝費。

「賃借料」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「土地・建物」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「機械・装置」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」など。

「貸倒引当金繰入額」とは、売掛金、貸付金などの貸金の貸倒による損失見込額。

「その他の営業費用」は、上記～以外の営業費用で以下のもの。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、減価償却費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(11) 年間営業用有形固定資産取得額は、企業において平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産（「機械・設備・装置」、「土地」・「建物・その他の有形固定資産」）の額（消費税額を含む）。

「機械・設備・装置」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の器具、機械、備品などの購入費用。

「土地」は、土地の購入費用及び既存の土地整備費用。

「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3.回収状況

回収率は以下のとおり。

調査対象企業数	調査票回収数	回収率	集計企業数
368	359	97.6%	358

注1. 調査対象企業数、調査票回収数及び集計企業数には、廃業、転業及び休業企業を含まない。

注2. 回収率は、調査票回収数÷調査対象企業数により算出。

4.記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下の通りである。

「-」は該当数値なし、「...」は不詳（調査していないもの）、「0」は単位未満、「」はマイナスの数値を表している。

「」は、1又は2である企業に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、企業数が3以上であっても1又は2の企業の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成17年特定サービス産業実態調査報告書 クレジットカード業編」による旨を明記してください。

2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いいたします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室
電話 03(3501)1511 (内線 2898)、03(3501)3892 (ダイヤルイン)
統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。

利用上の注意

本編は、平成17年11月1日現在で実施した「平成17年特定サービス産業実態調査」のうち、葬儀業の調査結果について取りまとめたものである。

1. 特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第113号）であり、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）によって実施される。
なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

3. 調査の期日

平成17年特定サービス産業実態調査は、平成17年11月1日現在で実施した。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業（他に分類されないもの）」に属する、主として対事業所サービス及び対個人サービスの事業を営む事業所（又は企業）のうち、経済産業大臣が指定したものである。

平成17年特定サービス産業実態調査は、次に掲げる業種に属する事業を営む事業所又は企業）を対象としている。

平成17年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類881 - 各種物品賃貸業、小分類882 - 産業用機械器具賃貸業及び小分類883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を営む事業所。
情報サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類391 - ソフトウェア業及び小分類392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を営む事業所。
クレジットカード業	日本標準産業分類に掲げる細分類6431 - クレジットカード業に属する業務を営む企業。
葬儀業	日本標準産業分類に掲げる細分類8361 - 葬儀業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち葬儀に関する業務を営む事業所。
フィットネスクラブ	日本標準産業分類に掲げる細分類7747 - フィットネスクラブに属する業務を営む事業所。
カルチャーセンター	日本標準産業分類に掲げる細分類7749 - その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）に属する事務を営む事業所。
結婚式場業	日本標準産業分類に掲げる細分類8362 - 結婚式場業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち婚礼に関する業務を営む事業所。
外国語会話教室	日本標準産業分類に掲げる細分類7745 - 外国語会話教授業に属する業務を営む企業。
新聞業、出版業	日本標準産業分類に掲げる細分類4131 - 新聞業及び細分類4141 - 出版業に属する業務を営む企業。

注:1. 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「 <業

種事項>」を参照してください。

2.調査対象には、当該業務を主としないもの（兼業）を含む。

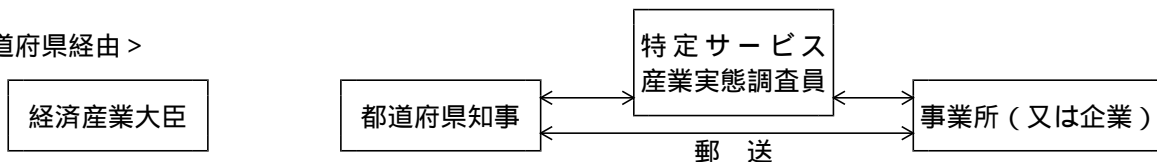
5.調査方法

都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び取集を行う方法

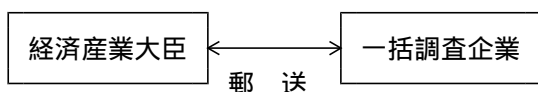
経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び取集を行う（経済産業省一括調査）方法

6.調査経路

<都道府県経由>



<経済産業省一括調査>



7.調査票の種類及び調査内容

平成17年特定サービス産業実態調査は、毎年調査である物品賃貸業、情報サービス業の2業種に、ローテーション業種（3年周期）である対個人サービス業（教養・生活関連産業）の7業種を加えた9業種についてそれぞれの調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8.公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約8か月後に公表、確報を約12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9.調査業種及び調査年次

特定サービス産業実態調査は、平成12年調査より、対事業所サービス業をビジネス支援産業として1年目に、対個人サービス業を娯楽関連産業と教養・生活関連産業に分割して、それぞれ2年目、3年目に調査を行う3年周期調査とすることとした。ただし、ビジネス支援産業のうち、物品賃貸業については、購入を中心とする形態からリースを中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業については、IT（情報）化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら2業種については毎年調査を行うこととしている。

調査業種及び調査年次

	平成15年調査	平成16年調査	平成17年調査
毎年調査業種	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業
3年周期調査業種 (ローテーション業種)	【ビジネス支援産業】 広告業 エンジニアリング業 デザイン業 環境計量証明業 ディスプレイ業 機械設計業 研究開発支援検査分析業 テレマーケティング業	【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場（テニス練習場を含む。） ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場（貸しホールを含む。） 映画制作・配給業、ビデオ発売業	【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業

特定サービス産業実態調査は、昭和48年の調査開始以降、平成17年までに31業種について調査を実施している。

各年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照してください。

・葬儀業 <業種事項>

1.調査対象の範囲

葬儀業の調査対象は、葬儀式執行のための祭壇等葬具の貸出し、通夜・葬儀式の進行・運営その他に関する便益の提供及びこれに付随する物品の給付など葬儀に係わる一切のサービスを請け負うことを業務として営んでいる事業所である。

ただし、神社、寺院、教会などの宗教関係団体、町内会、婦人会などの地域自治組織、農協、漁協、生協などの相互扶助組織、地方自治体（市町村）は調査の対象としない。また、「葬儀一式請負」業務、法事・法要の取り次ぎ、幹旋、霊柩車運送業務、生花・造花、神・仏具、仏壇の販売、幹旋、墓地・墓石、香典返しなどの返礼品の販売、幹旋、棺、神・仏具、祭壇などの葬具の製造、販売などを業務としている事業所も対象としない。

2.統計表の事項の説明

(1) 事業所数は、調査結果の集計事業所数である。

事業所のうち、「単独事業所」とは、他の場所に同一経営の本社や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「本社」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「支社」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所をいう。

(2) 経営組織別とは、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合名会社及び合資会社を「会社」、前記以外のものを「会社以外の法人・団体」という。「個人」とは個人で事業を営んでいるものをいう。

(3) 資本金額（又は出資金額）は、平成17年11月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) 従業者数は、平成17年11月1日現在の数値。

事業所の従業者数とは、当該業務以外の従業者及び他の企業へ出向・派遣した者（送出者）を含み、他の企業から出向・派遣された者（受入者）を含まない。

葬儀業務に従事する従業者数（他の企業に送出した者及び他の企業から受け入れた者は含まない。）

ア 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」

a 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」のうち、

「個人事業主」とは、個人経営の事業主で、実際に事業所の当該業務に従事している者。

「無給家族従業者」とは、個人事業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の当該業務に常時従事している者。

「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」等の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者。

b 「常用雇用者」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している者」又は「平成17年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「正社員、正職員」、「パート・アルバイト等」に区分される。

c 「臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「部門別従業者数」は、当該業務に従事する部門別の従業者数をいう。

a 「管理・営業部門」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務に従事する者

b 「進行部門」とは、葬儀式を実際に行う者

c 「会食等サービス部門」とは、精進落とし、通夜ぶるまいに従事する者

d 「輸送部門」とは、霊柩車、寝台車などを運転する者

e 「その他」とは、祭壇の設営、運営アシスタントなどの補助的業務に従事する者

出向・派遣者（受入者・送出者）とは、葬儀業務に従事するために他の企業から又は他の企業へ「受入・送出」した出向・派遣者をいう。

(5) 就業者数は、平成17年11月1日現在の数値。

就業者数とは、事業所の従業者のうち当該業務に従事する者及び当該業務に従事するため他の企業から出向・派遣（受入者）された者の計。

(6) 年間売上高は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び当該業務の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。

葬儀業務の年間売上高（統計表中では、年間売上高と表記）とは、「葬儀一式請負収入」、「飲食・物品販売（直営）売上収入」及び「その他の収入（葬儀業務）」の計。

事業所全体の年間売上高とは、「葬儀業務の年間売上高」及び「その他の収入」の計。

(7) 年間葬儀取扱件数は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間の葬儀一式費用規模別取扱件数の計。

(8) 年間営業費用は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体の「給与支給総額」、「車両運搬費」、「賃借料」、「飲食・物品販売(直営)売上原価」及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む。)

「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向者」の給与を含む。

「車両運搬費」とは、霊柩運送、送迎運送などに要した費用。

「賃借料」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「土地・建物」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「機械・装置」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」など。

「飲食・物品販売(直営)売上原価」は、期首商品棚卸高+当期商品仕入高-期末商品棚卸高の額。

「その他の営業費用」は、上記～以外の営業費用で以下のもの。

広告宣伝費、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、減価償却費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(9) 年間営業用有形固定資産取得額は、事業所において平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)の額(消費税額を含む)。

「機械・設備・装置」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の器具、機械、備品などの購入費用。

「土地」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3.回収状況

回収率は以下のとおり。

調査対象事業所数	調査票回収数	回収率	集計事業所数
5,359	4,138	77.2%	4,107

注1.調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2.回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

4.記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。

「-」は該当数値なし、「...」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。

「」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

その他の注意事項

1.この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成17年特定サービス産業実態調査報告書 葬儀業編」による旨を明記してください。

2.この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室

電話 03(3501)1511(内線2898)、03(3501)3892(ダイヤル)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。

利用上の注意

本編は、平成17年11月1日現在で実施した「平成17年特定サービス産業実態調査」のうち、フィットネスクラブの調査結果について取りまとめたものである。

1. 特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第113号）であり、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）によって実施される。
なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

3. 調査の期日

平成17年特定サービス産業実態調査は、平成17年11月1日現在で実施した。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業（他に分類されないもの）」に属する、主として対事業所サービス及び対個人サービスの事業を営む事業所（又は企業）のうち、経済産業大臣が指定したものである。

平成17年特定サービス産業実態調査は、次に掲げる業種に属する事業を営む事業所又は企業）を対象としている。

平成17年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類881 - 各種物品賃貸業、小分類882 - 産業用機械器具賃貸業及び小分類883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を営む事業所。
情報サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類391 - ソフトウェア業及び小分類392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を営む事業所。
クレジットカード業	日本標準産業分類に掲げる細分類6431 - クレジットカード業に属する業務を営む企業。
葬儀業	日本標準産業分類に掲げる細分類8361 - 葬儀業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち葬儀に関する業務を営む事業所。
フィットネスクラブ	日本標準産業分類に掲げる細分類7747 - フィットネスクラブに属する業務を営む事業所。
カルチャーセンター	日本標準産業分類に掲げる細分類7749 - その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）に属する事務を営む事業所。
結婚式場業	日本標準産業分類に掲げる細分類8362 - 結婚式場業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち婚礼に関する業務を営む事業所。
外国語会話教室	日本標準産業分類に掲げる細分類7745 - 外国語会話教授業に属する業務を営む企業。
新聞業、出版業	日本標準産業分類に掲げる細分類4131 - 新聞業及び細分類4141 - 出版業に属する業務を営む企業。

注:1. 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「 < 業

種事項>」を参照してください。

2.調査対象には、当該業務を主としないもの（兼業）を含む。

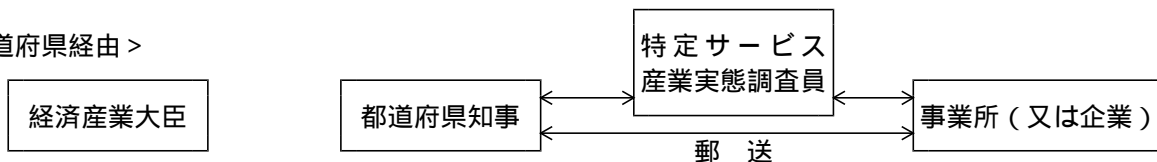
5.調査方法

都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び取集を行う方法

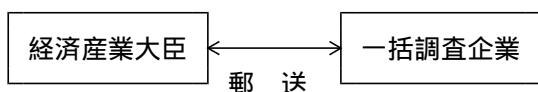
経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び取集を行う（経済産業省一括調査）方法

6.調査経路

<都道府県経由>



<経済産業省一括調査>



7.調査票の種類及び調査内容

平成17年特定サービス産業実態調査は、毎年調査である物品賃貸業、情報サービス業の2業種に、ローテーション業種（3年周期）である対個人サービス業（教養・生活関連産業）の7業種を加えた9業種についてそれぞれの調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8.公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約8か月後に公表、確報を約12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9.調査業種及び調査年次

特定サービス産業実態調査は、平成12年調査より、対事業所サービス業をビジネス支援産業として1年目に、対個人サービス業を娯楽関連産業と教養・生活関連産業に分割して、それぞれ2年目、3年目に調査を行う3年周期調査とすることとした。ただし、ビジネス支援産業のうち、物品賃貸業については、購入を中心とする形態からリースを中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業については、IT（情報）化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら2業種については毎年調査を行うこととしている。

調査業種及び調査年次

	平成15年調査	平成16年調査	平成17年調査
毎年調査業種	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業
3年周期調査業種 (ローテーション業種)	【ビジネス支援産業】 広告業 エンジニアリング業 デザイン業 環境計量証明業 ディスプレイ業 機械設計業 研究開発支援検査分析業 テレマーケティング業	【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場（テニス練習場を含む。） ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場（貸しホールを含む。） 映画制作・配給業、ビデオ発売業	【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業

特定サービス産業実態調査は、昭和48年の調査開始以降、平成17年までに31業種について調査を実施している。

各年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照してください。

・フィットネスクラブ <業種事項>

1.調査対象の範囲

フィットネスクラブの調査対象は、室内プール、トレーニングジム、スタジオなど室内の運動施設を有し、インストラクター、トレーナーなどの指導者を配置し、会員にスポーツ、体力向上などのトレーニング方法などを教授する事業所である。

ただし、国及び地方公共団体の直営の事業所は調査の対象としない。また、スイミングクラブのみの事業所も対象としない。

2.統計表の事項の説明

(1) **事業所数**は、調査結果の集計事業所数である。

事業所のうち、「単独事業所」とは、他の場所に同一経営の本社や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「本社」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「支社」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所をいう。

(2) **経営組織別**とは、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合名会社及び合資会社を「会社」、前記以外のものを「会社以外の法人・団体」という。「個人」とは個人で事業を営んでいるものをいう。

(3) **資本金額（又は出資金額）**は、平成17年11月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) **従業者数**は、平成17年11月1日現在の数値。

事業所の従業者数とは、当該業務以外の従業者及び他の企業へ出向・派遣した者（送出者）を含み、他の企業から出向・派遣された者（受入者）を含まない。

フィットネスクラブ業務に従事する従業者数（他の企業に送出した者及び他の企業から受け入れた者は含まない。）

ア 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」

a 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」のうち、

「個人事業主」とは、個人経営の事業主で、実際に事業所の当該業務に従事している者。

「無給家族従業者」とは、個人事業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の当該業務に常時従事している者。

「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」等の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者。

b 「常用雇用者」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している者」又は「平成17年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「正社員、正職員」、「パート・アルバイト等」に区分される。

c 「臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「部門別従業者数」は、当該業務に従事する部門別の従業者数をいう。

a 「管理・営業部門」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務に従事する者。

b 「指導員」とは、インストラクターやトレーナーなどで、会員に対してトレーニング方法などを指導する者。

c 「食堂・売店（直営）」とは、直営によるレストラン、売店などに従事する者。

d 「その他」とは、前記以外の業務に従事する者。

出向・派遣者（受入者・送出者）とは、フィットネスクラブの業務に従事するために他の企業から又は他の企業へ「受入・送出」した出向・派遣者をいう。

(5) **就業者数**は、平成17年11月1日現在の数値。

就業者数とは、事業所の従業者のうち当該業務に従事する者及び当該業務に従事するため他の企業から出向・派遣（受入者）された者の計。

(6) **年間売上高**は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び当該業務の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。

フィットネスクラブ業務の年間売上高とは、「入会金収入」、「年・月会費収入」、「利用料金収入」、「スクールの収入」、「食堂・売店（直営）売上収入」及び「その他の収入（フィットネスクラブ業務）」の計。

事業所全体の年間売上高とは、「フィットネスクラブ業務の年間売上高」及び「その他の収入」の計。

(7) **施設**は、平成17年11月1日現在で存在する施設。

(8) **利用者数**は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間に施設を利用した者の年間延べ利用者数。

(9) 年間営業費用は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体の「給与支給総額」、「賃借料」、「光熱・水道料」、「広告・宣伝費」、「食堂・売店(直営)売上原価」及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む)。

「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向者」の給与を含む。

「賃借料」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「土地・建物」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「機械・装置」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」など。

「光熱・水道料」とは、電気料金、ガス料金、水道料金など。

「広告・宣伝費」とは、事業所独自で実施した広告・宣伝費用。

「食堂・売店(直営)売上原価」は、期首商品棚卸高+当期商品仕入高-期末商品棚卸高の額。

「その他の営業費用」は、上記～以外の営業費用で以下のもの。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、減価償却費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(10) 年間営業用有形固定資産取得額は、事業所において平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」・「建物・その他の有形固定資産」)の額(消費税額を含む)。

「機械・設備・装置」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の器具、機械、備品などの購入費用。

「土地」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3.回収状況

回収率は以下のとおり。

調査対象事業所数	調査票回収数	回収率	集計事業所数
2,169	1,891	87.2%	1,881

注1.調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2.回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

4.記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下の通りである。

「-」は該当数値なし、「...」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「」はマイナスの数値を表している。

「」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成17年特定サービス産業実態調査報告書 フィットネスクラブ編」による旨を明記してください。

2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室

電話 03(3501)1511(内線2898)、03(3501)3892(ダイヤル)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。

利用上の注意

本編は、平成17年11月1日現在で実施した「平成17年特定サービス産業実態調査」のうち、カルチャーセンターの調査結果について取りまとめたものである。

1. 特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第113号）であり、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）によって実施される。
なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

3. 調査の期日

平成17年特定サービス産業実態調査は、平成17年11月1日現在で実施した。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業（他に分類されないもの）」に属する、主として対事業所サービス及び対個人サービスの事業を営む事業所（又は企業）のうち、経済産業大臣が指定したものである。

平成17年特定サービス産業実態調査は、次に掲げる業種に属する事業を営む事業所又は企業）を対象としている。

平成17年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類881 - 各種物品賃貸業、小分類882 - 産業用機械器具賃貸業及び小分類883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を営む事業所。
情報サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類391 - ソフトウェア業及び小分類392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を営む事業所。
クレジットカード業	日本標準産業分類に掲げる細分類6431 - クレジットカード業に属する業務を営む企業。
葬儀業	日本標準産業分類に掲げる細分類8361 - 葬儀業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち葬儀に関する業務を営む事業所。
フィットネスクラブ	日本標準産業分類に掲げる細分類7747 - フィットネスクラブに属する業務を営む事業所。
カルチャーセンター	日本標準産業分類に掲げる細分類7749 - その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）に属する事務を営む事業所。
結婚式場業	日本標準産業分類に掲げる細分類8362 - 結婚式場業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち婚礼に関する業務を営む事業所。
外国語会話教室	日本標準産業分類に掲げる細分類7745 - 外国語会話教授業に属する業務を営む企業。
新聞業、出版業	日本標準産業分類に掲げる細分類4131 - 新聞業及び細分類4141 - 出版業に属する業務を営む企業。

注:1. 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「 <業

種事項>」を参照してください。

2.調査対象には、当該業務を主としないもの（兼業）を含む。

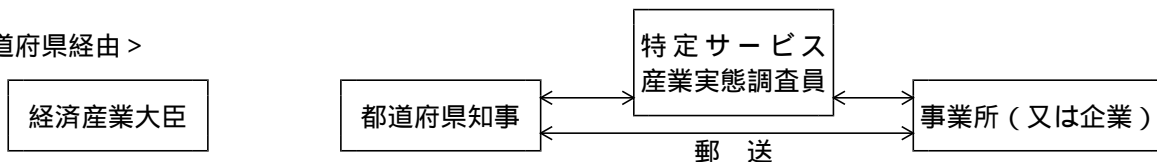
5.調査方法

都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び取集を行う方法

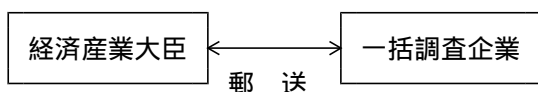
経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び取集を行う（経済産業省一括調査）方法

6.調査経路

<都道府県経由>



<経済産業省一括調査>



7.調査票の種類及び調査内容

平成17年特定サービス産業実態調査は、毎年調査である物品賃貸業、情報サービス業の2業種に、ローテーション業種（3年周期）である対個人サービス業（教養・生活関連産業）の7業種を加えた9業種についてそれぞれの調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8.公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約8か月後に公表、確報を約12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9.調査業種及び調査年次

特定サービス産業実態調査は、平成12年調査より、対事業所サービス業をビジネス支援産業として1年目に、対個人サービス業を娯楽関連産業と教養・生活関連産業に分割して、それぞれ2年目、3年目に調査を行う3年周期調査とすることとした。ただし、ビジネス支援産業のうち、物品賃貸業については、購入を中心とする形態からリースを中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業については、IT（情報）化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら2業種については毎年調査を行うこととしている。

調査業種及び調査年次

	平成15年調査	平成16年調査	平成17年調査
毎年調査業種	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業
3年周期調査業種 (ローテーション業種)	【ビジネス支援産業】 広告業 エンジニアリング業 デザイン業 環境計量証明業 ディスプレイ業 機械設計業 研究開発支援検査分析業 テレマーケティング業	【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場（テニス練習場を含む。） ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場（貸しホールを含む。） 映画制作・配給業、ビデオ発売業	【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業

特定サービス産業実態調査は、昭和48年の調査開始以降、平成17年までに31業種について調査を実施している。

各年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照してください。

・カルチャーセンター <業種事項>

1.調査対象の範囲

カルチャーセンターの調査対象は、広く一般の利用者に対して、恒常的、かつ継続的に「教養の向上」、「趣味・けいこごと」など様々な分野にわたる学習講座を有料で提供する民営の事業所で、専従の職員及び固定した教室を有する施設（文化センター、文化教室等も含む）が調査対象となる。

なお、7つの学習講座領域（教育の向上、趣味・けいこごと、体育・レクリエーション、家庭教育・家庭生活、職業知識・技術の向上、市民意識・社会連帯意識、その他）のうち、講座領域が一つだけの場合、又は大学公開講座、学習塾、専修学校、料理学校、各種学校、暮会所や人材育成を目的としたもの及びフィットネスクラブやスイミングスクールなどスポーツのみを目的とする施設は、カルチャーセンターの調査の対象から除外している。

2.統計表の事項の説明

(1) 事業所数は、調査結果の集計事業所数である。

事業所のうち、「単独事業所」とは、他の場所に同一経営の本社や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「本社」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「支社」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所をいう。

(2) 経営組織別とは、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合名会社及び合資会社を「会社」、前記以外のものを「会社以外の法人・団体」という。「個人」とは個人で事業を営んでいるものをいう。

(3) 資本金額（又は出資金額）は、平成17年11月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) 従業者数は、平成17年11月1日現在の数値。

事業所の従業者数とは、当該業務以外の従業者及び他の企業へ出向・派遣した者（送出者）を含み、他の企業から出向・派遣された者（受入者）を含まない。

カルチャーセンター業務に従事する従業者数（他の企業に送出した者及び他の企業から受け入れた者は含まない。）

ア 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」

a 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」のうち、

「個人事業主」とは、個人経営の事業主で、実際に事業所の当該業務に従事している者。

「無給家族従業者」とは、個人事業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の当該業務に常時従事している者。

「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」等の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者。

b 「常用雇用者」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している者」又は「平成17年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「正社員、正職員」、「パート・アルバイト等」に区分される。

c 「臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「部門別従業者数」は、当該業務に従事する部門別の従業者数をいう。

a 「管理・営業部門」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務に従事する者。

b 「専任講師」とは、月給制により雇用されている講師。

c 「非常勤講師」とは、時間給制により雇用されている講師。

d 「その他」とは、前記以外の業務に従事する者。

出向・派遣者（送出者・受入者）とは、カルチャーセンター業務に従事するため他の企業から又は他の企業へ「受入・送出」した出向・派遣者をいう。

(5) 就業者数は、平成17年11月1日現在の数値。

就業者数とは、事業所の従業者のうち当該業務に従事する者及び当該業務に従事させるため他の企業から受け入れた者（出向・派遣者）の計。

(6) 年間売上高は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び当該業務の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。

カルチャーセンター業務による年間売上高とは、入会金収入、受講料収入、その他の収入の計。

事業所全体の年間売上高とは、カルチャーセンター業務及びカルチャーセンター業務以外の業務収入の計。

(7) 領域別講座数及び延べ受講者数は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間に開講した講座数及び受講者数をいう。

(8) 受講者数は、平成17年11月1日現在で開講していた講座の受講者数をいう。

(9) 会員数は、平成17年11月1日現在の会員数。

(10) 講座区分の内容例示は以下のとおり。

教養の向上・・・外国語、文学、哲学、思想、宗教、歴史、地理、政治、経済、法律、数学、科学、医学、美術、芸術、話し方、手話など

趣味・けいこごと・・・ピアノ、ギター等楽器演奏、合唱、カラオケ、シャンソン、日本舞踊、社交ダンス、フラメンコ、ジャズダンス、クラシックバレエ、油絵、水彩画、水墨画、デッサン、彫刻、書道、ペン習字、筆ペン、写真、編み物、パッチワーク、革細工、陶芸、粘土工芸、木彫、ステンドグラス、茶道、華道、アートフラワー、フラワーアレンジメント、俳句、短歌、文芸、将棋、囲碁、麻雀、手品、園芸、盆栽、ラッピング、メイクアップ、アクセサリーなど

体育・レクリエーション・・・テニス、バレーボール、ゲートボール、ゴルフ、ジョギング、サイクリング、柔道、空手、合気道、スイミング、ダイビング、スキー、エアロビクス、サルサ、ヨット、乗馬、ビリヤード、ヨガ、気功、太極拳、体操など

家庭教育・家庭生活・・・料理、栄養の知識、成人病予防、応急手当、乳幼児の保育、家計簿の付け方、商品知識、洋裁、和裁、着付け、住まいの手入れ、安全・災害対策、テーブルマナー、手紙の書き方など

職業知識・技術の向上・・・農業教育、企業経営、事務管理、コンピュータ、情報処理、パソコン、電気工事、自動車整備、土木・建築等工業技術、被服、裁縫、編集、イラスト、レタリング、ホームヘルパー養成、テープリライター、司法書士などの資格取得など

市民意識・社会連帯意識・・・自然保護、環境問題、公害問題、国際情勢、経済問題、食料・エネルギー問題、地域開発、文化財保護、障害者・高齢者福祉、婦人問題、青少年非行、麻薬・覚醒剤問題、交通安全、地方自治と住民参加、物価、税金、流通など

その他・・・上記講座区分以外（例えば、複数講座の組み合わせ）

(11) 年間営業費用は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前1年間の事業所全体及びカルチャーセンター業務の「給与支給総額」、「広告・宣伝費」、「賃借料」、「教材作成費」及び「その他の営業費用」の計（消費税額を含む）。

「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額（税込み）。なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向者」の給与を含む。

「広告・宣伝費」とは、事業所独自で実施した広告・宣伝費用。

「賃借料」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「土地・建物」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「機械・装置」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」など。

「教材作成費」とは、事業所独自で教材（本、ビデオ、テープなど）を作成した費用。

「その他の営業費用」は、上記～以外の営業費用で以下のもの。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、減価償却費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(12) 年間営業用有形固定資産取得額は、事業所において平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産（「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」）の額（消費税額を含む）。

「機械・設備・装置」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の器具、機械、備品などの購入費用。

「土地」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3.回収状況

回収率は以下のとおり。

調査対象事業所数	調査票回収数	回収率	集計事業所
827	717	86.7%	698

注1.調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2.回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

4.記号及び注記

- (1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。
- 「-」は該当数値なし、「…」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。
- 「」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「」で表した。
- (2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

・その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成17年特定サービス産業実態調査報告書 カルチャーセンター編」による旨を明記してください。
2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いいたします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室
電話 03(3501)1511 (内線 2898)、03(3501)3892 (ダイヤル)
統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。

利用上の注意

本編は、平成17年11月1日現在で実施した「平成17年特定サービス産業実態調査」のうち、結婚式場業の調査結果について取りまとめたものである。

・特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第113号）であり、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）によって実施される。
なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

3. 調査の期日

平成17年特定サービス産業実態調査は、平成17年11月1日現在で実施した。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業（他に分類されないもの）」に属する、主として対事業所サービス及び対個人サービスの事業を営む事業所（又は企業）のうち、経済産業大臣が指定したものである。

平成17年特定サービス産業実態調査は、次に掲げる業種に属する事業を営む事業所又は企業）を対象としている。

平成17年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類881 - 各種物品賃貸業、小分類882 - 産業用機械器具賃貸業及び小分類883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を営む事業所。
情報サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類391 - ソフトウェア業及び小分類392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を営む事業所。
クレジットカード業	日本標準産業分類に掲げる細分類6431 - クレジットカード業に属する業務を営む企業。
葬儀業	日本標準産業分類に掲げる細分類8361 - 葬儀業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち葬儀に関する業務を営む事業所。
フィットネスクラブ	日本標準産業分類に掲げる細分類7747 - フィットネスクラブに属する業務を営む事業所。
カルチャーセンター	日本標準産業分類に掲げる細分類7749 - その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）に属する事務を営む事業所。
結婚式場業	日本標準産業分類に掲げる細分類8362 - 結婚式場業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち婚礼に関する業務を営む事業所。
外国語会話教室	日本標準産業分類に掲げる細分類7745 - 外国語会話教授業に属する業務を営む企業。
新聞業、出版業	日本標準産業分類に掲げる細分類4131 - 新聞業及び細分類4141 - 出版業に属する業務を営む企業。

注:1. 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「 <業

種事項>」を参照してください。

2.調査対象には、当該業務を主としないもの（兼業）を含む。

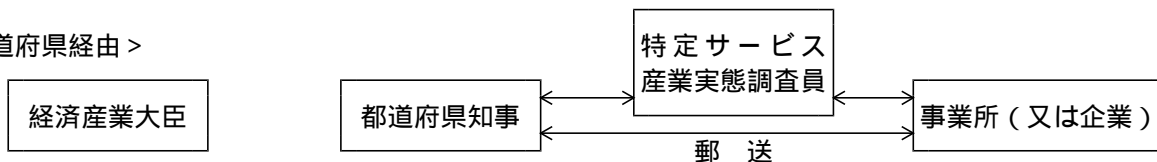
5.調査方法

都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び取集を行う方法

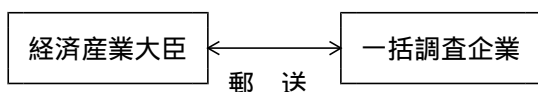
経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び取集を行う（経済産業省一括調査）方法

6.調査経路

<都道府県経由>



<経済産業省一括調査>



7.調査票の種類及び調査内容

平成17年特定サービス産業実態調査は、毎年調査である物品賃貸業、情報サービス業の2業種に、ローテーション業種（3年周期）である対個人サービス業（教養・生活関連産業）の7業種を加えた9業種についてそれぞれの調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8.公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約8か月後に公表、確報を約12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9.調査業種及び調査年次

特定サービス産業実態調査は、平成12年調査より、対事業所サービス業をビジネス支援産業として1年目に、対個人サービス業を娯楽関連産業と教養・生活関連産業に分割して、それぞれ2年目、3年目に調査を行う3年周期調査とすることとした。ただし、ビジネス支援産業のうち、物品賃貸業については、購入を中心とする形態からリースを中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業については、IT（情報）化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら2業種については毎年調査を行うこととしている。

調査業種及び調査年次

	平成15年調査	平成16年調査	平成17年調査
毎年調査業種	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業
3年周期調査業種 (ローテーション業種)	【ビジネス支援産業】 広告業 エンジニアリング業 デザイン業 環境計量証明業 ディスプレイ業 機械設計業 研究開発支援検査分析業 テレマーケティング業	【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場（テニス練習場を含む。） ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場（貸しホールを含む。） 映画制作・配給業、ビデオ発売業	【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業

特定サービス産業実態調査は、昭和48年の調査開始以降、平成17年までに31業種について調査を実施している。

各年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照してください。

・結婚式場業 <業種事項>

1.調査対象の範囲

結婚式場業の調査対象は、挙式場と披露宴会場を有する事業所（ホテル業を含む。）を対象としている。したがって、挙式のみ披露宴のみを行う事業所は、調査の対象とはしない。

なお、国及び地方公共団体の直営の事業所は、調査の対象とはしない。

2.統計表の事項の説明

(1) 事業所数は、調査結果の集計事業所数である。

事業所のうち、「単独事業所」とは、他の場所に同一経営の本社や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「本社」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「支社」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所をいう。

(2) 経営組織別とは、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合名会社及び合資会社を「会社」、前記以外のものを「会社以外の法人・団体」という。「個人」とは個人で事業を営んでいるものをいう。

(3) 資本金額（又は出資金額）は、平成17年11月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) 従業者数は、平成17年11月1日現在の数値。

事業所の従業者数とは、当該業務以外の従業者及び他の企業へ出向・派遣した者（送出者）を含み、他の企業から出向・派遣された者（受入者）を含まない。

結婚式場業務に従事する従業者数（他の企業に送出した者及び他の企業から受け入れた者は含まない。）

ア 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」

a 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」のうち、

「個人事業主」とは、個人経営の事業主で、実際に事業所の当該業務に従事している者。

「無給家族従業者」とは、個人事業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の当該業務に常時従事している者。

「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」等の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者。

b 「常用雇用者」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している者」又は「平成17年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「正社員、正職員」、「パート・アルバイト等」に区分される。

c 「臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「部門別従業者数」は、当該業務に従事する部門別の従業者数をいう。

a 「企画・管理部門」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者。

b 「婚礼、営業部門」とは、婚礼及び結婚式場の営業業務に従事する者。

c 「婚礼、予約部門」とは、婚礼及び披露宴の予約業務に従事する者。

d 「宴会・サービス部門」とは披露宴等の宴会及び結婚式場のサービスに従事する者。

e 「調理部門」とは披露宴等、結婚式に関わる調理部門に従事する者。

f 「その他」とは、前記以外の結婚式業務に従事する者。

出向・派遣者（受入者・送出者）とは、結婚式場業務に従事するために他の企業から又は他の企業へ「受入・送出」した出向・派遣者をいう。

(5) 就業者数は、平成17年11月1日現在の数値。

就業者数とは、事業所の従業者のうち当該業務に従事する者及び当該業務に従事するため他の企業から出向・派遣（受入者）された者の計。

(6) 年間売上高は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び当該業務の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。

結婚式場業務による年間売上高とは挙式及び披露宴等、結婚式場業務による売上高。

事業所全体の年間売上高とは、「結婚式場部門の年間売上高」及び「その他の業務の収入」の計。

(7) 利用件数は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間におこなわれた挙式及び披露宴の、利用者が支払った金額規模別、披露宴参加人数規模別及び挙式形態別の利用件数。

(8) 年間営業費用は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体及び結婚式場業務の「給与支給総額」、「施設管理費」、「賃借料」、「食堂・売店（直営）売上原価」及び「その他の営業費用」の計（消費税額を含む）。

「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額（税込み）。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向者」の給与を含む。

「施設管理費」とは、建物や会場の改装・修繕費や敷地内補修費などの費用。

「賃借料」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「土地・建物」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「機械・装置」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」など。

「食堂・売店（直営）売上原価」とは、期首商品棚卸し原価＋当期商品仕入高－期末商品棚卸高の額

「その他の営業費用」は、上記～以外の営業費用で以下のもの。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、減価償却費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(9) 年間営業用有形固定資産取得額は、事業所において平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産（「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」）の額（消費税額を含む）。

「機械・設備・装置」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の器具、機械、備品などの購入費用。

「土地」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3.回収状況

回収率は以下のとおり。

調査対象事業所数	調査票回収数	回収率	集計事業所数
3,486	2,938	84.3%	2,826

注1.調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2.回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

4.記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。

「-」は該当数値なし、「…」は不詳（調査していないもの）、「0」は単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。

「」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

その他の注意事項

1.この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成17年特定サービス産業実態調査報告書 結婚式場業編」による旨を明記してください。

2.この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室
電話 03(3501)1511 (内線 2898)、03(3501)3892 (ダイヤル)
統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。

利用上の注意

本編は、平成17年11月1日現在で実施した「平成17年特定サービス産業実態調査」のうち、外国語会話教室の調査結果について取りまとめたものである。

・特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第113号）であり、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）によって実施される。
なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

3. 調査の期日

平成17年特定サービス産業実態調査は、平成17年11月1日現在で実施した。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業（他に分類されないもの）」に属する、主として対事業所サービス及び対個人サービスの事業を営む事業所（又は企業）のうち、経済産業大臣が指定したものである。

平成17年特定サービス産業実態調査は、次に掲げる業種に属する事業を営む事業所又は企業）を対象としている。

平成17年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類881 - 各種物品賃貸業、小分類882 - 産業用機械器具賃貸業及び小分類883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を営む事業所。
情報サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類391 - ソフトウェア業及び小分類392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を営む事業所。
クレジットカード業	日本標準産業分類に掲げる細分類6431 - クレジットカード業に属する業務を営む企業。
葬儀業	日本標準産業分類に掲げる細分類8361 - 葬儀業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち葬儀に関する業務を営む事業所。
フィットネスクラブ	日本標準産業分類に掲げる細分類7747 - フィットネスクラブに属する業務を営む事業所。
カルチャーセンター	日本標準産業分類に掲げる細分類7749 - その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）に属する事務を営む事業所。
結婚式場業	日本標準産業分類に掲げる細分類8362 - 結婚式場業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち婚礼に関する業務を営む事業所。
外国語会話教室	日本標準産業分類に掲げる細分類7745 - 外国語会話教授業に属する業務を営む企業。
新聞業、出版業	日本標準産業分類に掲げる細分類4131 - 新聞業及び細分類4141 - 出版業に属する業務を営む企業。

注:1. 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「 <業

種事項>」を参照してください。

2.調査対象には、当該業務を主としないもの（兼業）を含む。

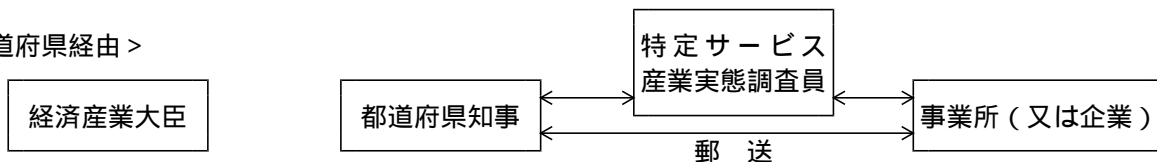
5.調査方法

都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び取集を行う方法

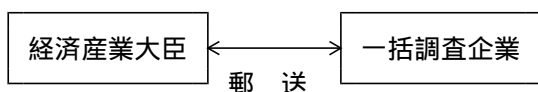
経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び取集を行う（経済産業省一括調査）方法

6.調査経路

<都道府県経由>



<経済産業省一括調査>



7.調査票の種類及び調査内容

平成17年特定サービス産業実態調査は、毎年調査である物品賃貸業、情報サービス業の2業種に、ローテーション業種（3年周期）である対個人サービス業（教養・生活関連産業）の7業種を加えた9業種についてそれぞれの調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8.公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約8か月後に公表、確報を約12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9.調査業種及び調査年次

特定サービス産業実態調査は、平成12年調査より、対事業所サービス業をビジネス支援産業として1年目に、対個人サービス業を娯楽関連産業と教養・生活関連産業に分割して、それぞれ2年目、3年目に調査を行う3年周期調査とすることとした。ただし、ビジネス支援産業のうち、物品賃貸業については、購入を中心とする形態からリースを中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業については、IT（情報）化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら2業種については毎年調査を行うこととしている。

調査業種及び調査年次

	平成15年調査	平成16年調査	平成17年調査
毎年調査業種	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業
3年周期調査業種 (ローテーション業種)	【ビジネス支援産業】 広告業 エンジニアリング業 デザイン業 環境計量証明業 ディスプレイ業 機械設計業 研究開発支援検査分析業 テレマーケティング業	【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場（テニス練習場を含む。） ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場（貸しホールを含む。） 映画制作・配給業、ビデオ発売業	【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業

特定サービス産業実態調査は、昭和48年の調査開始以降、平成17年までに31業種について調査を実施している。

各年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照してください。

・外国語会話教室 <業種事項>

1.調査対象の範囲

外国語会話教室の調査対象は、外国語会話の教授、指導の業務を営み、外国語会話教室のための常設の施設（賃貸を含む）を有する企業（会社）、法人・団体及び個人を対象としている。

なお、学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校）、宗教法人、カルチャーセンターが行う外国語会話教室及び学習塾、自宅の住居部分で行う外国語会話教室、移動教室は、調査の対象としない。

2.統計表の事項の説明

(1) 企業数は、調査結果の集計事業所数である。

(2) 経営組織別とは、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合名会社及び合資会社を「会社」、前記以外のものを「会社以外の法人・団体」という。「個人」とは個人で事業を営んでいるものをいう。

(3) 資本金額（又は出資金額）は、平成17年11月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) 従業者数は、平成17年11月1日現在の数値。

企業の従業者数とは、当該業務以外の従業者及び他の企業へ出向・派遣した者（送出者）を含み、他の企業から出向・派遣された者（受入者）を含まない。

外国語会話教室業務に従事する従業者数（他の企業に送出した者及び他の企業から受け入れた者は含まない。）

ア 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」

a 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」のうち

「個人事業主」とは、個人経営の事業主で、実際に企業の当該業務に従事している者。

「無給家族従業者」とは、個人事業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の当該業務に常時従事している者。

「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「法人・団体」等の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者。

b 「常用雇用者」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している者」又は「平成17年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「正社員、正職員」、「パート・アルバイト等」に区分される。

c 「臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「部門別従業者数」は、当該業務に従事する部門別の従業者数をいいます。

a 「管理・営業部門」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務に従事する者。

b 「専任講師」とは、月給制により雇用されている講師。

c 「非常勤講師」とは、時間給制により雇用されている講師。

d 「その他」とは、前記以外の業務に従事する者。

出向・派遣者（受入者・送出者）とは、外国語会話教室の業務に従事するために他の企業から又は他の企業へ「受入・送出」した出向・派遣者をいう。

(5) 就業者数は、平成17年11月1日現在の数値。

就業者数とは、企業の従業者のうち当該業務に従事する者及び当該業務に従事させるため他の企業から受け入れた者（出向・派遣者）の計。

(6) 年間売上高は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体の売上高及び当該業務の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。

外国語会話教室による年間売上高（統計表中では、年間売上高と表記）とは、「入会金収入」、「受講料収入」及び「その他の収入（外国語会話教室部門）」の計

企業全体の年間売上高とは、「外国語会話教室部門の年間売上高」及び「その他の収入」の計。

(7) 受講生数は、平成17年11月1日現在の外国語会話教室で受講の生徒数。

(8) 事業所数（教室数）は、外国語会話教室の自己所有教室及び賃貸分教室の総数。

(9) 年間営業費用は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の企業全体の「給与支給総額」、「賃借料」、「教材作成費」及び「その他の営業費用」の計（消費税額を含む）。

「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額（税込み）。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該企業で主として「給与を支払っている出向者」の給与を含む。

「賃借料」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「土地・建物」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「機械・装置」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」など。

「教材作成費」とは、教室で使用する本、ビデオ、テープなどの作成に関わった費用。

「その他の営業費用」は、上記～以外の営業費用で以下のもの。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、減価償却費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(10) 年間営業費用有形固定資産取得額は、企業において平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産（「機械・設備・装置」、「土地」・「建物・その他の有形固定資産」）の額（消費税額を含む）。

「機械・設備・装置」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の器具、機械、備品などの購入費用。

「土地」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3.回収状況

回収率は以下のとおり。

調査対象企業数	調査票回収数	回収率	集計企業数
1,395	1,144	82.0%	1,144

注1.調査対象企業数、調査票回収数及び集計企業数には、廃業、転業及び休業企業を含まない。

注2.回収率は、調査票回収数÷調査対象企業数により算出。

4.記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下の通りである。

「-」は該当数値なし、「...」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「」はマイナスの数値を表している。

「」は、1又は2である企業に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の企業に関する数値であっても1又は2の企業の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

その他の注意事項

1.この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成17年特定サービス産業実態調査報告書 外国語会話教室編」による旨を明記してください。

2.この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室
電話 03(3501)1511 (内線 2898)、03(3501)3892 (ダイヤルイン)
統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。

利用上の注意

本編は、平成17年11月1日現在で実施した「平成17年特定サービス産業実態調査」のうち、新聞業、出版業の調査結果について取りまとめたものである。

1. 特定サービス産業実態調査 < 共通事項 >

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第113号）であり、特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）によって実施される。
なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

3. 調査の期日

平成17年特定サービス産業実態調査は、平成17年11月1日現在で実施した。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類H - 情報通信業」、「大分類K - 金融・保険業」、「大分類O - 教育、学習支援業」及び「大分類Q - サービス業（他に分類されないもの）」に属する、主として対事業所サービス及び対個人サービスの事業を営む事業所（又は企業）のうち、経済産業大臣が指定したものである。

平成17年特定サービス産業実態調査は、次に掲げる業種に属する事業を営む事業所又は企業）を対象としている。

平成17年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類881 - 各種物品賃貸業、小分類882 - 産業用機械器具賃貸業及び小分類883 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を営む事業所。
情報サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類391 - ソフトウェア業及び小分類392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を営む事業所。
クレジットカード業	日本標準産業分類に掲げる細分類6431 - クレジットカード業に属する業務を営む企業。
葬儀業	日本標準産業分類に掲げる細分類8361 - 葬儀業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち葬儀に関する業務を営む事業所。
フィットネスクラブ	日本標準産業分類に掲げる細分類7747 - フィットネスクラブに属する業務を営む事業所。
カルチャーセンター	日本標準産業分類に掲げる細分類7749 - その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）に属する事務を営む事業所。
結婚式場業	日本標準産業分類に掲げる細分類8362 - 結婚式場業及び細分類8363 - 冠婚葬祭互助会のうち婚礼に関する業務を営む事業所。
外国語会話教室	日本標準産業分類に掲げる細分類7745 - 外国語会話教授業に属する業務を営む企業。
新聞業、出版業	日本標準産業分類に掲げる細分類4131 - 新聞業及び細分類4141 - 出版業に属する業務を営む企業。

注:1. 調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「 < 業

種事項>」を参照してください。

2.調査対象には、当該業務を主としないもの（兼業）を含む。

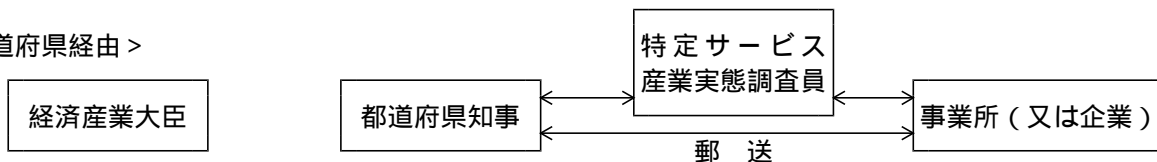
5.調査方法

都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び取集を行う方法

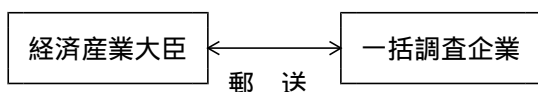
経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び取集を行う（経済産業省一括調査）方法

6.調査経路

<都道府県経由>



<経済産業省一括調査>



7.調査票の種類及び調査内容

平成17年特定サービス産業実態調査は、毎年調査である物品賃貸業、情報サービス業の2業種に、ローテーション業種（3年周期）である対個人サービス業（教養・生活関連産業）の7業種を加えた9業種についてそれぞれの調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

8.公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約8か月後に公表、確報を約12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

9.調査業種及び調査年次

特定サービス産業実態調査は、平成12年調査より、対事業所サービス業をビジネス支援産業として1年目に、対個人サービス業を娯楽関連産業と教養・生活関連産業に分割して、それぞれ2年目、3年目に調査を行う3年周期調査とすることとした。ただし、ビジネス支援産業のうち、物品賃貸業については、購入を中心とする形態からリースを中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業については、IT（情報）化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら2業種については毎年調査を行うこととしている。

調査業種及び調査年次

	平成15年調査	平成16年調査	平成17年調査
毎年調査業種	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業	物品賃貸業 情報サービス業
3年周期調査業種 (ローテーション業種)	【ビジネス支援産業】 広告業 エンジニアリング業 デザイン業 環境計量証明業 ディスプレイ業 機械設計業 研究開発支援検査分析業 テレマーケティング業	【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場（テニス練習場を含む。） ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場（貸しホールを含む。） 映画制作・配給業、ビデオ発売業	【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業

特定サービス産業実態調査は、昭和48年の調査開始以降、平成17年までに31業種について調査を実施している。

各年次ごとの調査業種については、巻末の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照してください。

・新聞業、出版業 <業種事項>

1.調査対象の範囲

新聞業の調査対象は、一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行までを営む企業である。

出版業の調査対象は、主として書籍、雑誌、教科書、辞典、パンフレット、定期刊行物など不特定多数を対象に出版物の企画・編集から発行までを営む企業である。

なお、新聞業の調査の対象から除外している企業は、購読料を徴収しない新聞発行のみを行う企業、無料で配布する広告新聞の発行のみを行う企業（広告料収入のみ）、会員など特定の者を対象とした新聞発行のみを行う企業、企画・編集のみを行い発行業務を行わない企業、印刷のみを行う企業、記事の取材、執筆などニュースの供給のみを行う企業、新聞の小売（販売）のみを行う企業。

また、出版業の調査の対象から除外している企業は、専ら無料で配布するパンフレットなどの発行のみを行う企業（広告料収入のみ）、会員など特定の者を対象とした出版物の発行のみを行う企業、主として印刷又は製本のみを行う企業、書籍、雑誌の取次又は小売（販売）のみを行う企業。

2.統計表の事項の説明

(1) 企業数は、調査結果の集計企業数である。

(2) 経営組織別とは、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合名会社及び合資会社を「会社」、前記以外のものを「会社以外の法人・団体」という。「個人」とは個人で事業を営んでいるものをいう。

(3) 資本金額（又は出資金額）は、平成17年11月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) 従業者数は、平成17年11月1日現在の数値である。

企業の従業者数とは、当該業務以外の従業者及び他の企業へ出向・派遣した者（送出者）を含み、他の企業から出向・派遣された者（受入者）を含まない。

新聞業務、出版業務に従事する従業者数（他の企業に送出した者及び他の企業から受け入れた者は含まない。）

ア 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」

a 「個人事業主、無給家族従業者又は有給役員」のうち、

「個人事業主」とは、個人経営の事業主で、実際に企業の当該業務に従事している者。

「無給家族従業者」とは、個人事業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の当該業務に常時従事している者。

「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」等の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者。

b 「常用雇用者」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している者」又は「平成17年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「正社員、正職員」、「パート・アルバイト等」に区分される。

c 「臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「部門別従業者数」は、当該業務に従事する部門別の従業者数をいう。

a 「管理部門」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者。

b 「営業部門」とは、新聞広告の集積及びその紙面掲載を担当する広告部門に従事する者、新聞販売店の管理など販売部門の業務に従事する者、出版物の販売、広告、営業などの業務に従事する者（直販部門及び製品管理（倉庫）などの業務に従事する者。

c 「編集部門」とは、新聞記事の取材、入力、校正など新聞の記事面を作成する業務に従事する者、出版物の企画、編集、校正など出版物を作成する業務に従事する者。

d 「制作・印刷・発送部門」とは、組み版、製版、印刷、発送などの業務に従事する者（印刷などを外注している場合の外注管理に従事する者を含む。）。

e 「その他」とは、前記以外の業務に従事する者。

出向・派遣者（受入者・送出者）とは、新聞業務、出版業務に従事するために他の企業から又は他の企業へ「受入・送出」した出向・派遣者をいう。

(5) 就業者数は、平成17年11月1日現在の数値。

就業者数とは、企業の従業者のうち当該業務に従事する者及び当該業務に従事するため他の企業から出向・派遣（受入者）された者の計。

(6) 年間売上高は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体の売上高及び当該業務の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。

「新聞業務」、「出版業務」及び「その他の収入」

ア 「新聞業務」のうち、

「新聞販売収入」とは、新聞を発行して得た収入額（販売店に対する正規の手数料を控除した額）。

「広告料収入」とは、新聞に掲載した広告に対する広告料収入（広告会社に対する正規の手数料を控除した額）。

「その他の収入」とは、電子新聞（電子的配達による新聞）の販売収入額。

なお、電子新聞とは、紙媒体と同様な体裁で電子的手段により配達し購読料を徴収するものをいい、個別記事を配信・提供する業務は、情報提供サービス業務として企業全体の「その他の収入」に含む。

イ 「出版業務」のうち、

「書籍販売収入」とは、単行本、文庫、新書、全集・双書、事・辞典、図鑑、絵本、年鑑、検定教科書などの書籍を発行して得た収入額（取次店及び書店に対する正規の手数料を控除した額）。

「雑誌販売収入」とは、週刊誌、旬刊誌、月刊誌、季刊誌などの定期刊行物を発行して得た収入額（取次店及び書店に対する正規の手数料を控除した額）。

「広告料収入」とは、出版物に掲載した広告に対する広告料収入（広告会社に対する正規の手数料を控除した額）。

「その他の収入」とは、マルチメディア商品（カセットブック、ビデオソフト、DVD、CD-ROM）、インターネット配信サービスなどの電子書籍及びカレンダー、パンフレット等の販売収入など書籍・雑誌販売以外の出版業務に係る収入額。

ウ 「その他の収入」とは、上記新聞業務、出版業務以外の業務による収入額。例えば、情報提供サービス業務（記事の配信・提供業務など）、イベント業務、不動産賃貸業務など

「インターネット等による情報提供・配信業務（有料）の有無」は、新聞記事、出版物を一般消費者や企業へ有料で情報提供・配信する業務を行っているか否かをいう。なお、ポータルサイトに対して無料で情報提供・配信する場合は含まない。また、インターネット等とは、インターネットのほか、専用回線、電子媒体（CD-ROM、DVD、ビデオソフト等）など紙媒体以外のもの。

「新聞発行種類数」は、平成17年11月1日現在で発行している新聞の種類。

ア 「一般紙」とは、一般時事に関する報道、評論を行う新聞。

「うち全国紙」は、主に全国の主要都市に発行所を持ち、全国くまなく配布している新聞。

「うち地方紙（ブロック紙を含む。）」は、主に地方に発行所を持ち、特定地方を配布エリアとする新聞（ブロック、県紙、ローカル紙など）。

イ 「スポーツ紙」とは、スポーツ全般に関する報道、評論を行う新聞。

ウ 「専門・業界紙」とは、特定の産業及び専門分野に関する報道、評論を行う新聞（経済、金融、産業、特定のスポーツ（競馬、プロレスなど）など）。

エ 「その他」とは、上記以外の新聞（英字新聞（一般紙等の英語版の新聞を含む。）、機関紙（政党新聞、宗教新聞など））など。

「書籍新刊発行点数」は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間に発行した書籍の新刊発行点数。

ア 「人文科学書」とは、総記（総記、百科事典、年鑑雑誌、情報科学など）、哲学・心理学・宗教（哲学、心理学、倫理学、宗教、仏教、キリスト教など）及び歴史・地理（歴史総記、日本歴史、外国歴史、伝記、地理、旅行など）。

イ 「社会科学書」とは、政治、時局、外事、法律、経済、財政、統計、経営、商業、交通・通信、社会、労働、教育、民族、風習、軍事など。

ウ 「自然科学書」とは、数学、物理学、化学、天文学、地学、生物学、医学、薬学、工学・工業、農・水・林・畜業など。

エ 「語学・文学書」とは、語学（日本語、外国語（英語、ドイツ語など））、文学（日本文学詩歌、日本文学小説、外国文学小説など）。

オ 「芸術・生活書」とは、芸術（絵画、彫刻、写真、工芸など）、生活（スポーツ、娯楽、家事など）。

カ 「学習・参考書」とは、小・中学生、高校生などを対象とした学習・参考書。

キ 「児童書」とは、絵本などの児童向けの書籍。

ク 「コミック本」とは、コミック、劇画などのマンガ本。

ケ 「その他」とは、上記以外の書籍。

「雑誌発行銘柄数」は、平成17年11月1日現在で発行している雑誌の銘柄数。

ア 「総合誌」とは、総合月刊誌、総合週刊誌、写真週刊誌など。

イ 「人文科学誌」とは、哲学、心理、宗教、歴史、地理など。

ウ 「社会科学誌」とは、政治、時局、外事、法律、経済、財政、統計、経営、商業、交通・通信、社会、労働、教育、民族、風習、軍事など。

エ 「自然科学誌」とは、数学、物理学、化学、天文学、地学、生物学、医学、薬学、工学・工業、農・水・林・畜業など。

オ 「生活・趣味・スポーツ誌」とは、健康誌、マタニティ・育児誌、住宅誌、趣味・教養誌、娯楽誌、スポーツ誌、

旅行・レジャー誌、アウトドア誌、生活情報誌、料理雑誌、TV・FM情報誌、映画・音楽情報誌、タウン誌など。

カ 「児童誌」とは、児童誌、学年誌など。

キ 「コミック誌」とは、少年コミック誌、少女コミック誌、男性向けコミック誌、女性ヤングアダルトコミック誌、ミセス向けコミック誌など。

ク 「その他」とは、文学誌、芸術誌などの上記以外の雑誌。

(7) 年間営業費用は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の企業全体の「給与支給総額」、「売上原価」、「賃借料」及び「その他の営業費用」の計（消費税額を含む）。

「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの）及び退職金の総額（税込み）。なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト」、「臨時雇用者」の給与、当該企業で主として「給与を支払っている出向者」の給与を含む。

「売上原価」は、新聞業務に伴う用紙費、資材費、製作経費（編集・印刷に要した経費）など新聞の製作から発行するまでに要したすべての費用。なお、印刷などを外注している場合の外注費を含む。

また、出版業務に伴う用紙費、印刷費、製本費、取材費、編集費、原稿料及び著作権使用料など出版物の製作から発行するまでに要したすべての費用。なお、編集、印刷、製本などを外注している場合の外注費を含む。

「うち、外注費」は、業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請、その他の形式で発注した経費。

「賃借料」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「土地・建物」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。

イ 「機械・装置」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」など。

「その他の営業費用」は、上記～以外の営業費用で以下のもの。

新聞てい送費、販売店経営補助費、販売促進費、荷造発送費、支払手数料、旅費、交通費、消耗品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、印刷機械以外の減価償却費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(8) 年間営業用有形固定資産取得額は、企業において平成16年11月1日から平成17年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産（「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」）の額（消費税額を含む）。

「機械・設備・装置」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の器具、機械、備品などの購入費用。

「土地」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

3.回収状況

回収率は以下のとおり。

調査対象企業数	調査票回収数	回収率	集計企業数
3,414	2,721	79.7%	2,721

注1.調査対象企業数、調査票回収数及び集計企業数には、廃業、転業及び休業企業を含まない。

注2.回収率は、調査票回収数÷調査対象企業数により算出。

4.記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。

「-」は該当数値なし、「...」は不詳（調査していないもの）、「0」は単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。

「」は、1又は2である企業に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の企業に関する数値であっても1又は2の企業の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成17年特定サービス産業実態調査報告書 新聞業、出版業編」による旨を明記してください。

2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いいたします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室
電話 03(3501)1511 (内線 2898)、03(3501)3892 (ダイヤル)
統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。